平成２７年（フ）第６９１号
長野県須坂市馬場町1200（長野刑務所収容中）、住民票上の住所神戸市灘区泉通５丁目２番10号
破産者　宮尾　　勤
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７３号
兵庫県川辺郡猪名川町松尾台４丁目４番地17
破産者　阪本　隆雄
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
佐賀県神埼市神埼町本告牟田2881－１　パディビレッジ鶴田Ｂ号棟101号室、住民票上の住所北九州市小倉南区上吉田６丁目６番12号
破産者　正木　清吏
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
新潟県長岡市栄町２丁目２番４号
破産者　佐藤　　勝
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第５８７号
大阪市都島区友渕町１丁目５番８－1404号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市尾浜町３丁目27番11号
破産者　多田　千晴
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７９号
兵庫県西宮市丸橋町８番20号、前住所兵庫県西宮市広田町11番31－203号
破産者　小寺由美子
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７７号
兵庫県西宮市浜甲子園４丁目１番24－505号、開始決定時の住所兵庫県芦屋市竹園町３番24号
破産者　太田　康弘
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８７号
兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目13番４号、前住所兵庫県尼崎市戸ノ内町３丁目22番４号
破産者　當銘　　勇
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第８号
兵庫県丹波市山南町奥243番地１、開始決定時の住所兵庫県丹波市山南町奥300番地
破産者　笹倉　忠彰
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
奈良県天理市石上町763番地16
破産者　杉本　芳雄
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１７号
愛媛県西予市三瓶町下泊1824番地
破産者　井上むつみ
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第１８号
愛媛県西予市三瓶町下泊1824番地
破産者　井上　幸信
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第４９２号
福岡県筑紫郡那珂川町松木１丁目134番地（ラフォーレ松の木102号）、開始決定時の住所北九州市小倉南区徳力１丁目12番１号
破産者　一番ヶ瀬甲子
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２４号
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷756番地３
破産者　柏　　嘉郎
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第１９６号
熊本市西区城山大塘３丁目２番30号　城山サンハイツ205号
破産者　中園　賢吾
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１９７号
熊本市西区城山大塘３丁目２番30号　城山サンハイツ205号
破産者　中園美奈子（旧姓木村）
1　決定年月日　平成28年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係